

# 指定短期入所事業 運営規程

## 特別養護老人ホーム太陽の家 短期入所生活介護事業所

### (目的)

第1条 社会福祉法人みはら福祉会が開設する特別養護老人ホーム太陽の家短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護の必要な障害者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 事業所の職員は、介護の必要な障害者を事業所に迎え入れ、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事介護、機能訓練等の援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム太陽の家 短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 兵庫県南あわじ市八木養宜上 1018 番地

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。ただし、利用者の処遇上必要と認めるときは、職種の定員を上回る職員を置き、又は一部職種については兼任又は兼務することができる。

- (1) 管理者（兼務） 1名（常勤）  
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 介護職員等（兼務）
  - 生活支援員 2名（常勤）  
日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。
  - 介護職員 24名以上  
日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行う。
  - 介護支援専門員 1名（常勤）  
介護支援に関する業務を行う。
  - 看護師 3名以上  
健康管理や療養上の世話、日常生活上の介護、介助を行う。
  - 栄養士 1名（常勤）

栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

医師 1名（嘱託）

健康管理及び療養上の指導を行う。

運転員 1名（非常勤）

契約者の送迎サービス等を行う。

介助員 1名（非常勤）

洗濯、清掃、環境整備等を行う。

(3) 事務員（兼務） 3名（常勤）

必要な事務を行う。

（利用定員）

第5条 利用定員は次のとおりとする。

(1) 宿泊利用定員は20名とする。

(2) 前1号の他、特別養護老人ホーム「太陽の家」の空床の範囲とする。

（主たる対象者）

第6条 事業所において、指定短期入所事業を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

（指定短期入所の内容）

第7条 事業所で行う指定短期入所事業は次のとおりとする。

(1) 利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資する指導、訓練

(2) 社会生活への適応を高めるための生活指導

(3) 利用者の心身の状況に応じた日常生活を営むために必要な機能の維持、減退を防止するための訓練

(4) 送迎サービス

（通常の送迎の実施地域）

第8条 送迎の実施地域は南あわじ市、洲本市とする。

（利用者から受領する費用の額等）

第9条 指定短期入所を提供した際は、利用者から当該指定短期入所にかかる利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規程により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に要する費用 1日あたり 1,600円

（ただし、食事提供体制加算対象者については、1日あたり 1,120円）

(2) 光熱水費 1日あたり 530円

(3) 日用品費

- (4) 送迎に係る費用
  - (5) その他短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものの実費
- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
  - 5 第1項から第4項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 事業所の利用にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外では喫煙しないこと。
- (2) 建物、備品その他の器具を破損若しくは持ち出さないこと。
- (3) けんか、口論又は暴力等他人の迷惑になることをしないこと。

(緊急時等の対応方法)

第11条 職員は、事業を実施中に利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力病院に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止の為の措置)

第12条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

### (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

#### (非常災害対策)

第14条 管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。

(ア)実施にあたっては、特別養護老人ホーム「太陽の家」の規程による。

#### (研修による計画的な人材育成)

第15条 事業者は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

#### (運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第16条 事業者は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

#### (暴力団等の影響の排除)

第17条 事業者は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

#### (事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故の発生防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
  - 4 事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(人格の尊重)

第19条 事業者は、当該事業を利用する障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立った障害福祉サービスを提供しなければならない。

(秘密の保持)

第20条 事業者の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(地域生活支援拠点の機能を担う事業所)

第21条 事業者は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点として次の機能を担う。

・緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れ及び対応をする機能

(その他運営についての重要事項)

第22条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、理事長と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

- この規程は平成19年 5月 1日から施行する。
- この規程は平成22年 1月 1日から施行する。
- この規程は平成27年 1月 1日から施行する。
- この規程は平成27年 4月16日から施行する。
- この規程は平成27年 5月10日から施行する。
- この規程は平成27年10月 1日から施行する。
- この規程は平成31年 4月 1日から施行する。
- この規程は令和 元年10月 1日から施行する。
- この規程は令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規程は令和 3年 8月 1日から施行する。
- この規程は令和 7年 1月 1日から施行する。
- この規程は令和 7年 4月 1日から施行する。